



平成 24 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 東海旅客鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 佳臣  
(コード番号 9022 東証、大証、名証各第1部)  
問合せ先 常務取締役広報部長 宮澤 勝己  
(TEL. 052-564-2549)

### 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

平成 24 年 4 月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が 100 株又は 1,000 株以外の上場会社は、単元株式数を 100 株とすることが義務付けられたことに伴い、当社は、平成 24 年 4 月 26 日（木）開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、株式の分割及び単元株制度の採用については、平成 24 年 6 月開催予定の第 25 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

#### 記

#### 1. 株式の分割及び単元株制度の採用の趣旨

1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式の分割

##### (1) 分割の方法

平成 24 年 9 月 30 日（日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成 24 年 9 月 30 日（日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。平成 24 年 5 月 7 日（月）の発行済株式総数（2,060,000 株）を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	2,060,000 株
② 株式の分割により増加する株式数	203,940,000 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	206,000,000 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	824,000,000 株

(参考) 平成 24 年 4 月 26 日 (木) 現在の発行可能株式総数は 8,960,000 株ですが、平成 21 年 5 月 11 日 (月) に自己株式 90,000 株の消却を実施したこと及び平成 24 年 5 月 7 日 (月) に自己株式 90,000 株の消却を実施する予定であることにより、平成 24 年 5 月 7 日 (月) の発行済株式総数は 2,060,000 株となる予定です。そのため、当該発行済株式総数を基準に会社法第 113 条第 3 項の規定に基づき計算すると、株式の分割後の発行可能株式総数は、824,000,000 株が上限となります。

### (3) 分割の日程

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| ① 基準日公告日 | 平成 24 年 9 月 13 日 (木) |
| ② 基準日    | 平成 24 年 9 月 30 日 (日) |
| ③ 効力発生日  | 平成 24 年 10 月 1 日 (月) |

## 3. 単元株制度の採用

### (1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 24 年 10 月 1 日 (月)

(参考) 平成 24 年 9 月 26 日 (水) 付をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

## 4. 定款の一部変更

(以下に示します条項は、定款の変更案の条項を示します。)

### (1) 変更の理由

- ① 株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、第 6 条 (発行可能株式総数) の変更並びに第 7 条 (単元株式数)、第 8 条 (単元未満株式についての権利) 及び第 9 条 (単元未満株式の売渡請求) の新設をするものです。
- ② 規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うとともに、第 27 条 (監査役の選任決議) については、条数の繰り下げに伴い、引用する条数の変更をするものです。
- ③ 第 6 条及び第 27 条の変更並びに第 7 条乃至第 9 条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条の新設をするものです。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

### (3) 日程

平成 24 年 6 月開催予定の第 25 回定時株主総会において、(1) ①から③に記載の全ての変更を定款変更案として付議する予定です。なお、同総会に付議いたします定款変更案は、他の総会議案とともに、平成 24 年 5 月中旬開催予定の取締役会において決定いたします。

平成 24 年 10 月 1 日 (月)

定款変更の効力発生

### 5. その他

株主優待については、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて、年 1 回「株主優待割引券」を発行いたしておりますが、「2. 株式の分割」の効力発生日をもって、発行基準を以下のとおり変更いたします。

なお、実質的な発行基準に変更はありません。

#### 現行

所有株式数	発行枚数
1 株以上 10 株まで	1 株につき 1 枚
10 株超 100 株まで	10 枚+10 株超過分 2 株ごとに 1 枚
100 株超 200 株未満	55 枚+100 株超過分 3 株ごとに 1 枚
200 株以上 500 株未満	100 枚
500 株以上 1,000 株未満	250 枚
1,000 株以上	500 枚

#### 変更後

所有株式数	発行枚数
100 株以上 1,000 株まで	100 株につき 1 枚
1,000 株超 10,000 株まで	10 枚+1,000 株超過分 200 株ごとに 1 枚
10,000 株超 20,000 株未満	55 枚+10,000 株超過分 300 株ごとに 1 枚
20,000 株以上 50,000 株未満	100 枚
50,000 株以上 100,000 株未満	250 枚
100,000 株以上	500 枚

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、<u>896 万株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、<u>8 億 2,400 万株</u>とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元株式数)</u> 第 7 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式の売渡請求)</u> 第 9 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売り渡すことを本会社に請求することができる。</u></p>
<p>第 7 条 ～ (条文記載省略) 第 23 条</p>	<p>第 10 条 ～ (現行どおり) 第 26 条</p>
<p>(監査役の選任決議) 第 24 条 第 18 条第 1 項の規定は、監査役に準用する。</p>	<p>(監査役の選任決議) 第 27 条 第 21 条第 1 項の規定は、監査役に準用する。</p>
<p>第 25 条 ～ (条文記載省略) 第 31 条</p>	<p>第 28 条 ～ (現行どおり) 第 34 条</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>第 1 条 第 6 条及び第 27 条の変更並びに第 7 条乃至第 9 条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 24 年 10 月 1 日とする。</u>
(新 設)	<u>第 2 条 前条及び本条の規定は、平成 24 年 10 月 1 日をもってこれを削除するものとする。</u>